

# KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

## 公共性の意味の変化と軍事の民営化

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2016-09-05 キーワード: 軍事の民営化, 民間軍事会社, 平和構築, 公共性, 治安部門改革(SSR) 作成者: 長谷川, 晋 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	<a href="https://doi.org/10.18956/00006009">https://doi.org/10.18956/00006009</a>

# 公共性の意味の変化と軍事の民営化

長谷川 晋

## 要 旨

本稿では、従来は正規軍が担ってきた軍事活動の中核部分に至るまで民間企業（民間軍事会社：PMSC）に委託されるようになってきている現実の背景には、活動の公的領域と私的領域の境界線についての認識（公共性認識）が変容していることがあると論じる。国内における「行政」と「公共」のズレの拡大を論じる議論を援用し、そうしたズレが平和構築の分野にも反映されていることを指摘する。その結果として、あらゆる公的活動を公的主体のみによって担うことはもはやできなくなっており、ますます多くの民間部門の行為主体が、かつては公的主体（政府や国際機関など）のみが行うべきと考えられていた活動を担うようになってきていることを示す。そしてそうした公的主体と民間主体の協働が、軍事の分野にも確実に広がっていることを示す例として、PMSCの事例を実証的に見ていく。

キーワード：軍事の民営化、民間軍事会社、平和構築、公共性、治安部門改革（SSR）

## 1. 本稿の目的——軍事の民営化に見る公と民の境界の流動化

2001年9月11日に起こった米国同時多発テロとその直後に始まったアフガニスタンへの米軍の侵攻、そして2003年に始まったイラクでの戦争を契機として大きな成長を遂げた数少ない産業の中に、民間軍事会社（Private Military and Security Companies、以下PMSC）がある。実際の戦闘活動、軍事コンサルティング、情報分析、警備・警護、物資・人員の輸送など、軍にとって不可欠のものでありながら軍単独では十分には遂行できない業務を、軍に代わって営利目的で提供する企業である。冷戦終結後の90年代にアフリカやパプアニューギニア等で暗躍したエグゼクティブ・アウトカムズ（EO）社やサンドライン社のように、実際の戦闘活動を軍に代わって行う「軍事役務提供企業」は現在ではほぼ皆無であるものの、イラク戦争終結後の大きな再編を経て、業界そのものは今も成長を続けている。現在では、ソマリア沖で問題となっている海賊被害に対処する手段として、PMSCの活用が拡大している<sup>1</sup>。

この主として英米における「軍事の民営化」という新たな現象が多くの注目を集めたのは、政府の役割は国防と治安維持に限定すべきと論じる、いわゆる「夜警国家論」の論者でさえも政府固有機能（inherently governmental functions）であることを否定しなかった軍・警察・

刑務所の業務が、今では民間企業のサービスへの依存なしには持続的に遂行できない状況になっていることへの衝撃があったからである。しかし、イラクとアフガニスタンで起こった、PMSC 要員による数々の銃乱射・市民殺傷事件により、警備・警護や反乱鎮圧作戦において PMSC を利用することへの批判が高まった。また紛争地の性格上、業務が契約通り遂行されたかどうか、PMSC が提示する費用に根拠はあるかを検証することが著しく困難であるため、要員の能力不足や水増し請求の問題も数多く指摘されてきた<sup>2</sup>。

この軍事の民営化という現象が拡大する中で、PMSC の活動の正当性をめぐる議論において二つの論点が提起されてきた。一つは、軍事の民営化がもたらすメリットとデメリットを考慮した場合、PMSC に委託しても差し支えない業務と、政府自身が責任を持って行わなくてはならない業務（政府固有機能）の境界線をどのように設定したら良いのかという問題である。言い換えれば、イラクやアフガニスタンなどの紛争地において、本来であれば政府や国際機関等の公的主体が担うべき業務が、私的主体である PMSC に委託されることは、どのように正当化されているのか（PMSC の活動が公共性を有していると思なされる根拠は何か）という問題である。こうした問題が問われるのは、私的領域と公的領域の区分が、公共性を形成する主体の特徴によって絶えず再編されるものだからである<sup>3</sup>。もちろん、状況に応じて政府が行うべきことを決定するのは政治の役割であり、この問いに普遍的な答えが存在しないことは明らかであるものの、現在起こっているこの軍事の民営化という現象の背景には、公的活動と民間企業の活動の間の境界についてどのような考え方が存在しているのかという問題意識がある。佐藤丙午が言うように、「現実の要請の中で民間企業の果たす領域が拡大する中で、営利団体の私的利益と公的利益の境界（demarcation）をどこに求めるかという問題」<sup>4</sup>が注目を集めているのである。

もう一つの論点は、PMSC への依存度の高まりが抗えない潮流であるとしても、その PMSC の活動が正当なものであることを保証するためにどのような規制・管理が可能なのかという問題である。言い換えるならば、「現実に公的機能を果たしている民間主体に対し、それらが行政機関であるならば受けるであろう法律上の制約を及ぼすことができるかという議論」<sup>5</sup>である。これを PMSC に当てはめるならば、「正規軍兵士であれば受けるであろう法的・倫理的制約を、どのような根拠に基づいて PMSC 要員にも課すことが可能と考えられるのか」という問題になる<sup>6</sup>。これは PMSC という新たな現象に国内法・国際法が追いついていないため、既存の法体系の中にどのように PMSC の存在を位置付けるべきかという問題になる。

本稿では、この軍事の民営化という新しい現象の背景には、公共性に対する認識が変わってきていることがあると論じる。それを示すために、国内における「行政」と「公共」のズレが拡大しているという議論があることをふまえ、そうしたズレは平和構築の分野にも反映されていることを述べる。その結果として、あらゆる公的活動を公的主体のみによって担うことはも

はやできなくなっており、ますます多くの民間部門の行為主体が、かつては公的主体（政府や国際機関など）のみが行うべきと考えられていた活動を担うようになってきていることを示す。そしてそうした公的主体と民間主体の協働が、軍事の分野にも確実に広がっていることを示す例として、PMSCの事例を実証的に見ていく。

本稿の以下の構成は次の通りである。続く第2節の（1）においては、政府や地方自治体が担うべき活動としての「行政」と、一般市民が必要とし公的主体が遂行すべきと考えられている活動としての「公共」の間にズレが生じ、そのズレを埋めるために企業・NGO・地域コミュニティなど民間部門の主体の参加が拡大することになった経緯を、行政法学におけるいくつかの研究を参照しつつ概観する。しかし、そうした公と民の協働が現実に進んでいく一方で、「誰が公的活動を担うべきか」をめぐる対立が続いている。その対立は、「公共性」についての異なる二つの認識から生じていることを述べる。第2節（2）では、米国における「政府固有機能（inherently governmental functions）」の定義についての議論の系譜を見ることを通して、公的領域と私的領域の境界が曖昧な状態のままにされてきたことを示す。そして第3節（1）では、このズレが平和構築の分野においても生じており、従来の公的主体（国連加盟国や国際機関）だけでは提供できない専門的業務や担い切れない活動分野が多く発生し、その結果として、民間部門の主体が関与する余地が拡大してきたことを述べる。続く（2）では、こうした民間部門主体の関与拡大が軍事の領域にも確実に広がっていることを示す例として、PMSCの平和構築活動への関与の事例をより詳細に見ていく。

## 2. 新しい「公共」の形成

### （1）拡大する「公共」と「行政」のズレ

PMSCと公共性の関係を論じるに当たって、まずは「公共性」の定義について考えたい。「公共性（publicness）」という語には二つの意味がある。一つは「社会一般の利益になること」「多くの市民に開かれていること」という意味で、もう一つは「国家・政府に関連していること」という意味である。ここから、この語の使用者によって意味が「市民的公共性」と「国家的公共性」に分裂することになる<sup>7</sup>。室井はこの二つの公共性をそれぞれ「市民的生存権的公共性」「特権的超市民的公共性」と呼び、この二つがしばしば対立することを指摘している<sup>8</sup>。より具体的には、前者は一般市民が安全に安心して暮らし、その生活環境や文化等を守るための公共性であり、後者は行政当局が「社会的有用性」に資すると考える政策を遂行する上で提唱される公共性である。この二つの公共性が明確に対立した例の一つとして、在日米軍基地がもたらす騒音公害をめぐる過去の訴訟の判決がある。例えば、厚木基地騒音公害をめぐる1986年の第一次訴訟控訴審判決において、東京高裁は国側の主張をほぼ全面的に認めて、以下のような趣

旨を述べている<sup>9</sup>。

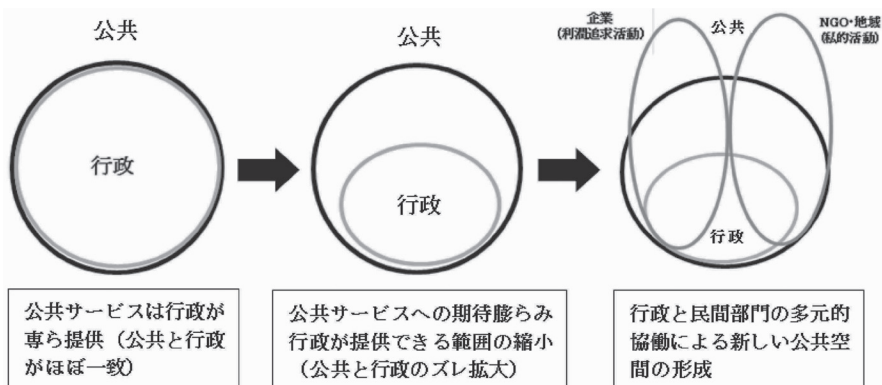
①「わが国の防衛の問題は、国家としての存立と安全にかかわると同時に、世界におけるわが国の在り方も密接に関連し極めて高度な公共性を帯びる事項である」。「飛行場の自衛隊による使用及び借用も、以上のようなわが国がとっている防衛上の一環であると理解され、併せて高度の公共性をもつ」。

②「この高度に公共性のある国の防衛関連行為に随伴して生ずるある範囲の犠牲について国民が受忍を要求されるのは、事柄の重要性との対比においてやむをえないところである」。「本件飛行場の使用および、使用行為の高度な公共性を考えると、情緒的被害ないし生活妨害のごときは、原則として受忍限度の範囲内である」。(下線引用者)

この高裁の判決はのちに最高裁によって1993年に破棄されているもの<sup>10</sup>、ここで判決が示したのは、一般行政によって守られるべき国民の平穏な生活という意味での公共性よりも、軍事行政において擁護される国防・安全保障のための公共性に対して優越を認める立場であった。このような立場は「軍事的公共性論」として多くの批判を受けた<sup>11</sup>。

しかしながら、基地公害訴訟に限らず、このような「市民的公共性」と「国家的公共性」の間の対立はしばしば顕在化し、そのつど公の議論や裁判を通して公共性の中身の定義を要求されることになる。いま軍事の民営化の是非をめぐる論争も、何をもって公共の利益に資すると見なすのかについての対立が存在していることから生じている。すなわちその対立とは、一般市民にとっての安全や負担減という市民的公共性の観点から軍事の民営化に批判的な議論と、他方で国家の負担を減らしつつ軍事力運用の効率性を上げる（小さくても強い政府の実現）という国家的公共性の観点から軍事の民営化に積極的な議論が対立している状況にある。

公的領域と私的領域の境界をどこに設定するかをめぐる対立を加速させている一つの要因として、公的活動を担う主体についての考え方が変化していることが挙げられる。岡田は、「新しい公共空間」を担う主体の変遷を以下のように図示している<sup>12</sup>。



(岡田前掲稿41頁より筆者作成)

この図で示されているように、従来政府や地方自治体の「行政」側がほぼ全面的に提供してきた公共サービスが、少子高齢化など社会内部での変化に伴い行政への住民の期待が大きくふくらんでいき、その結果として行政だけでは全てを担いきれない状態になってきた（「行政」と「公共」のズレ拡大）。そのため、その行政だけではカバーし切れない公共サービスの提供に、企業・NGO・地域コミュニティなどの民間部門の主体が関与する余地が広がってきた。本来、公共サービスとは、利潤追求を目的として提供される私的財とは異なり、「非競合性」（利用者が増えても経費が増加しない）と「非排除性」（対価を支払わない者を排除できない）を特徴としている<sup>13</sup>。しかし、「非競合性」の前提が社会内部で崩れ始めてきたために、利潤と効率性を求める企業と、理念や規範に基づき活動を行うNGOや地域コミュニティとの協働が必要になってきたといえる。のちに第3節（1）で述べる通り、この「行政」と「公共」のズレ拡大と同様の変化は、PMSCの活動を含む平和構築の分野においても生じている。

## （2）米国における「政府固有機能」の定義の試み

連邦政府による公的業務の民間企業への委託が進んでいる米国では、民営化が展開する過程において二つの法的議論が焦点となった。一つは、民間企業に外部委託するのが適切ではないような、行政機関が自ら処理しなくてはならない性格の業務、いわゆる「政府固有機能」は存在するのか、もし存在するのであれば、その境界線はどこに引くことができるのかという議論である。そしてもう一つは、現実には公的機関に代わって業務を担っている民間企業に対して、行政機関であれば受けるであろう法律上の制約を、どこまで適用することができるかという議論である<sup>14</sup>。

政府固有機能についての本格的な議論は、1962年にケネディ政権によって行われた。そこではランド研究所のような民間の研究機関に対して、連邦政府が軍事部門の調査研究を委託することは是非かが議論された。しかしながら、結局政府固有機能の明確な定義は不可能であると判断され、ケネディ政権が組織した委員会による報告書では、「どんな状況下でも外部委託してはならない一定の機能がある」という漠然とした表記にとどまった<sup>15</sup>。

その後も政府固有機能の明確な定義は実現されず、1983年に行政管理予算局（OMB）が出したCircular A-76において、政府固有機能は「政府被用者による遂行を義務づけるほどに公益に密接に関連する機能」であるとされ、やはり公的なものと私的なものとの境界が曖昧なままの定義になっている。さらには1991年に会計検査院（GAO）も、「政府機能概念を定義することは困難」と発表した。1998年には連邦議会も、政府活動目録改革法（Federal Activities Inventory Reform Act of 1998）を制定して民営化により生じるコストを把握しようとしたが、政府固有機能の定義についてはCircular A-76とほぼ同内容のものであった。

しかしながら、公的業務の定義が曖昧なままであったのに対して、「政府固有機能に当たら

ないもの」の例はより具体的に挙げられ、自動データ処理、カフェテリアなどの飲食業務、医療、メンテナンス、広告、また各種事務に対する助言などは外部委託に適しているものとされた<sup>16</sup>。シンガーが指摘するとおり、1980年代に急激な経済成長を遂げる日本に対抗するため、アメリカの企業は大胆な外注化を進めた。そして、そうした民間企業の成功を目の当たりにした国防総省の幹部たちは、軍隊も企業のやり方を真似すべきだと主張したのである<sup>17</sup>。この「民営化革命」の勢いに乗って、軍隊が担っていた業務を民間に外部委託する領域は、厳密な線引きをされることなく、なし崩し的に広がっていった。1990年代以降は、クリントン政権と G.W. ブッシュ政権の新自由主義的政策の下、軍の活動に携わる民間企業の役割はますます重要なものとなっていった<sup>18</sup>。このような状況において、「政府固有機能を守るべき」「政府にしかできない仕事がある」と主張することは、公的権力が支配力の維持のために作り出した「外部委託に依存する実態を覆い隠す虚構」<sup>19</sup> ではないかとの批判も出て来た。

次節では、こうしたなし崩し的に進んできた民営化が、平和構築の分野、さらにはその中でも軍事的な活動領域においても積極的に進められていることを見ていく。

### 3. 平和構築と軍事の民営化——利点と課題

#### (1) 民間部門の役割拡大

公的主体と民間主体の協働による新しい「公共空間」の形成は、平和構築の分野においても同様に進んできた。それは2000年3月に「国連平和活動検討パネル」が報告書（いわゆる「ブラヒミ・レポート」）を提出して以来、紛争の予防を目指す「平和創造」、一時的に停止された紛争の監視をする「平和維持」、そして紛争後の社会復興によって紛争の再発を防ぐ「平和構築」の間に切れ目が生じないよう、国際社会が紛争地に長期に渡って継続的に関与する活動が必要との認識が高まった結果、活動の領域と関与する主体の種類は飛躍的に増加した。国連およびその専門機関や加盟各国の負担だけでは十分にはカバーできない領域の活動を、企業や NGO などの民間主体が担う傾向が強まっていった。国家や国際機関などの公的主体の役割は、問題解決のために必要な全ての活動に自ら取り組むのではなく、民間企業や NGO と連携し、それに必要な調整機能を担うことがより重視されるようになった<sup>20</sup>。

平和構築における民営化が進んでいる分野の例として、例えばアフリカにおける保健医療サービスがある。オックスファムの報告書ではこの分野における民営化が批判的に述べられているが、民間部門への委託は拡大している<sup>21</sup>。また、地雷除去活動においても民営化が進んでいる<sup>22</sup>。治安があまりにも悪く、また行政機能を担う国家機関が欠けていたアフガニスタンでは、企業が地雷除去に参入するインセンティブはほぼ皆無であったが、ボスニア・ヘルツェゴビナでは世界銀行によるプロジェクトの管理の下、民間企業の地雷除去市場への参入が促され

た。そこでは地雷除去主体として、NGO はほとんど考慮されていなかったという。その理由は、地雷除去の知識や経験においては優れた NGO が存在していたものの、ボスニア・ヘルツェゴビナではその後大規模なインフラ整備が計画されており、橋、鉄道、道路、ガス、電線などの整備を目的とした大規模な地雷除去活動は、そうした規模の作業に対応可能な民間企業のほうが適していると考えられたためである<sup>23</sup>。

また、国連 PKO や国連機関が人道支援活動のために必要とする物品やサービスにおいても、それらを提供する企業の存在は欠かせないものになっている<sup>24</sup>。さらに、各国政府の ODA の案件を受注する企業も多く、これまでは開発コンサルタントやインフラ整備を担う建設業界が中心であったものが、近年では教育、医療、法整備といったソフト面における関与も増えている<sup>25</sup>。従って、保健医療サービスやアフガニスタンにおける地雷除去活動のように、地域に密着しながら行う小規模な平和構築活動においては、民間企業よりも NGO のほうがより優れた活動を行うことができるかも知れないが、大規模なインフラ整備や物資輸送、あるいは一度に多様なサービスを提供することを要求される活動においては、民間企業の資金・事業展開能力が復興・開発支援活動において必要とされていると言えよう。

さらに、平和構築の軍事関連の任務においても、民間企業の存在感は高まっている。治安部門改革 (Security Sector Reform: SSR、主として軍・警察・司法機関など治安に関わる国家機関の能力・体質改善のための改革) に関わっている PMSC がその一例である<sup>26</sup>。PMSC は、イラクやアフガニスタンなど被支援国の国軍や警察に対するコンサルティング、国防省や警察省などの制度・組織改革や再編の支援、国軍や警察に対する訓練や教育など、移行期の被支援国の安定にとって欠かせない任務に関与している<sup>27</sup>。PMSC を SSR で利用することに最も積極的なのは米国であるが、その米国では議会において「PMSC への過度な依存を減らすべき」という議論も出てきている。米議会の超党派による「イラク・アフガニスタン戦時請負契約委員会 (The Commission on Wartime Contracting in Iraq and Afghanistan: CWC)」の中間報告書は、米政府は PMSC への過度な依存を減らすべきだと提言している<sup>28</sup>。しかし、この提言についてのインタビューに対して、イラク復興監察官 (Special Inspector General for Iraq Reconstruction: SIGIR) のスチュアート・W・ボーウエンは、「PMSC に移譲できる任務とできない任務を議会は慎重に調査すべき」とした上で、「しかし、もし実際に今 PMSC が担っている活動のかなりの部分が政府によって行われるべきだとされた場合、公的部門の拡大が必要となるだろうが、それは予算の面からいって困難だろう」と答えている<sup>29</sup>。

また、国連は国連リベリア・ミッション (UNMIL) において、米国による SSR 支援の一環として、2006年から PMSC のダインコープ (DynCorp) 社を利用した。DynCorp 社はリベリア国軍の徴兵・審査・訓練を担い、さらに軍隊の規則や武器使用法についての指導、法の支配・人権・ジェンダー・リベリアの憲法についての教育などソフト面にも及ぶ多岐にわたる

SSR 支援を行った<sup>30</sup>。また、同じアフリカで、米務省が主導する「アフリカ平和維持プログラム (The African Peacekeeping Program: AFRICAP)」において、2009年9月の時点で四つの PMSC (AECOM、DynCorp International、PAE、PSI) が緊急対応作戦における支援の契約を米務省と結んでいる。DynCorp 社は、ソマリアにおけるアフリカ連合 (AU) ミッション (AMISOM) を支援する権限を与えられ、物資の提供、輸送、教育・訓練などの活動を行っている<sup>31</sup>。

こうした一部の事例からもわかる通り、米国からの請負が中心であるとはいえ、国連などの国際組織が SSR やその他の軍事活動において PMSC を利用する場面は増えている。SSR に限られたことではないが、PMSC を利用することの利点として、直前の派遣依頼にも対応できる迅速性、特殊な専門知識や語学力を持つ人材を雇用する能力、依頼主のニーズに合わせて柔軟に対応できる能力、が最大の利点として挙げられる。冷戦後、あらゆる先進国で軍に対するスリム化の圧力が高まったことも相まって、民間の活力を平和構築活動に利用する動きは促進された<sup>32</sup>。

PMSC は、治安部門の強化という時間的猶予の存在しない目標のために、当面の即戦力として利用される場面が増え続けている。とりわけアフガニスタンとイラクの SSR で PMSC が積極的に活用されていることの理由としては、アフガニスタンの国家再建において軍・警察改革を担ったのが米英であったこと、また2003年のイラク戦争は米英が国連安保理決議なしに始めたものであったため、戦後のイラク再建が米英主導で行われたこと、が挙げられる。もし支援国の正規軍や警察が SSR に必要な人員を派遣できるのであれば、それに越したことはないが、現実には需要を満たすに至っていない。紛争地におけるニーズの複雑化もあって、平和構築活動には様々なアクターの関与が必要とされるようになってきている。軍隊と文民組織が同じ場所で活動を展開するようになり、両者の間で連携・調整の必要性が議論されている民軍関係の文脈においても、PMSC という存在をどのように扱うかは重要な問題になっている。佐藤は、安全保障分野における民間企業の役割について次のように述べている<sup>33</sup>。

安全保障における民間企業の役割が、研究開発、兵器製造、調達、兵站から、要員教育や情報収集・分析、政策決定、さらには戦闘任務にまで拡大している中で、我々はこの関係を再定義する必要が生まれている。すなわち、現実を踏まえ、民間企業を政府に柔軟なサービス供給者や、政策決定を歪めるジョーカーなど極端に考えるのではなく、政策形成に創造的に関わるアクターと見なし、その適切な地位を規定する必要があるのである。

\* \* \*

以上本節で見てきたように、現実には平和構築に関わる様々な分野において、民営化は着実に進展してきている。こうした現実を踏まえ、当初は競争や分業の相手として警戒の目で見られ

てきた民間企業は、建設的な協力・相互補完関係を構築すべき存在として認識される（少なくともそうあるべきだと考えられる）傾向にある。民間企業の利用に伴う弊害を最小限に抑え管理することの重要性は依然として存在するものの、その効率性と活力を事業の推進に利用しようとする動きがより一般的になってきている。

次節では、PMSC が関与している多くの平和構築活動の中でも SSR に焦点を当て、PMSC に対する反発が強まっている一方で、必要不可欠な存在として受容されていることもまた事実であることを多くの事例を通して見ていく。それによって、PMSC が公共性を有する活動の中で利用されることのメリットとデメリットを検討する。

## (2) PMSC の利用拡大への反発と受容

全世界の経済に「安全保障税」をもたらし、安全に対する需要を急増させた2001年9月11日の米国における同時多発テロ事件は、PMSC 産業を飛躍させる一つの大きな契機となった。この業界は、事件後に株価評価を急上昇させた数少ない業界の一つとなった<sup>34</sup>。10月に北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）による空爆によって始まったアフガニスタン戦争は、翌11月に北部同盟軍がカブールを制圧して短期間のうちに終結した。12月5日にはボン合意を受けてアフガニスタン暫定行政機構が発足し、主導国がアフガニスタンの国家再建における「5つの柱（新国軍創設、DDR、警察再建、麻薬対策、司法改革）」を分担することで合意した。

しかしながら、戦争の主要な戦闘が終結した後もタリバンによる襲撃やテロが続き、アフガニスタン国内の治安は全く改善しなかった。2005年に南部でタリバンの攻勢が激しくなったのを機に、「5つの柱」のうちアフガニスタン国軍の改革を主導していた米軍は、増派によって反乱鎮圧作戦に専念せざるを得ず、国家建設に不可欠のSSRを当初の構想どおりに進展させることはますます困難になった<sup>35</sup>。アフガニスタンでは、米軍を中心とする多国籍軍がアルカイダ掃討のための軍事作戦に従事する一方で、国連安保理決議によって設立された国際治安支援部隊（International Security Assistance Force: ISAF）が主導する地方復興支援チーム（Provincial Reconstruction Team: PRT）が、軍事作戦によって成し遂げられた安定をスムーズに復興活動につなげるためにアフガニスタン各地に展開している<sup>36</sup>。SSRも理念としてはこの治安と復興のギャップを埋める活動として位置づけられており、現にPRTの下でアフガニスタン国家警察の訓練や機構改革が行われている<sup>37</sup>。

しかしながら、復興支援と反乱鎮圧作戦が同時進行する状況の中でISAFがこうした「硬軟両面の作戦」<sup>38</sup>を担っているにもかかわらず治安はなかなか改善せず、安定化と復興・開発のギャップも簡単には埋まっていない<sup>39</sup>。また、悪化し続ける治安情勢に加えて、アフガニスタンのようなほとんど無に近いところから国家建設をしなくてはならないような国においては、

国際社会が大規模に関与しなくてはならず、多くの外部支援者が治安の安定しないアフガニスタン国内で活動を行う必要があった。それに伴って、国際支援機関とアフガニスタン政府の要人や輸送車の護衛、施設の警備、物資の輸送といった活動が大規模かつ緊急に必要とされ、主要ドナー国や国際機関が派遣する正規の軍や警察だけでは、とても必要とされる人員を満たすことができなかつたのであった。

そうした状況の中、主として米英においてすでに商業的な成功を収めていたPMSCが、護衛や警備の契約を政府や国際機関やNGOと結んでアフガニスタン国内へ大挙してやってきたのであった。アフガニスタンでのPMSCの活動は、戦闘装備の輸送やメンテナンス、兵站支援にとどまらず、例えば米空軍の最先端の無人偵察機（ドローン）を飛ばしたり、ISAFの兵士たちを輸送機で運び込んだりといったことまで行っていた<sup>40</sup>。さらに、アフガニスタンのカルザイ大統領の護衛を行っているのは、元米国特殊部隊の兵士たちから成るDynCorp社の部隊である<sup>41</sup>。

アフガニスタンでこうした動きが進んでいたのと同じ頃、PMSCへの委託の急激な増加を決定的にしたのが、2003年3月に始まったイラク戦争であった。アフガニスタン戦争と同様に、米英軍の圧倒的な軍事力によって主要な戦闘は短期間で決着がつき、1カ月もしないうちにバグダッドは陥落した。5月1日にジョージ・W・ブッシュ大統領はイラクで戦闘終結宣言を行い、この時から占領統治の時期へと移った。国連での合意を受けて始まったアフガニスタン戦争とは異なり、イラク戦争は米英両国が国連での合意形成を諦めて単独で始めたものであったため、占領統治は両国の主導の下で進められた<sup>42</sup>。

しかしながら、それほど時を経ずして、米政府のイラク戦後統治と国家再建における軍事的・経済的コストの見通しが完全に甘かったことが明白となり、それが結果としてさらなるPMSCへの依存へとつながった<sup>43</sup>。これは米政府内における意見の対立に起因するものでもあった。当時のパウエル国務長官が大規模な兵力の必要性を主張していたのに対し、アフガニスタンで特殊部隊など比較的少ない戦力で、最先端の精密兵器を使って短期的な成功を収めたことに自信を強めたラムズフェルド国防長官は、イラク戦争の計画段階で50万人の兵力が必要とされていた見通しを否定していた<sup>44</sup>。イラク戦争の戦闘が短期で収束したため、この「パウエル・ドクトリン」は退けられてラムズフェルドの戦略に沿って占領統治が行われた。

しかしながら、連合軍暫定統治機構（Coalition Provisional Authority: CPA）が、サダム・フセイン政権下で一党独裁を敷いていたバース党の基盤だったスンニ派を排除して宗派間の争いを煽るような統治を行い、加えて2004～2005年に、スンニ派による反米運動が最も激しい地域、いわゆる「スンニ・トライアングル」において反乱武装勢力に対する鎮圧作戦を行ったため、イラクにおける宗派争いがいっそう激化して、治安はさらに悪化した。2003年夏までに、各国大使館や国連本部へのものを含むテロの件数が急増し、また2004年末までに、ファルー

ジャ、ラマディ、サマラなどでスンニ派武装組織と米軍の間で激しい戦闘が行われた<sup>45</sup>。米英軍は、開戦前の予想を超えて「守るべき対象の数が余りに多い」<sup>46</sup> 現実に直面したのだった。

そして、正規軍の派遣が不十分なまま悪化する治安に対応するため、米英軍はますますPMSCへの依存を強めていった。その結果、戦争が始まってから2004年の夏までにイラクのPMSC要員の数は約2万人に達しており、これは非米国人の派遣総兵数に匹敵する数であった。米国を除く最大の兵派遣国である英国の派遣兵数が9,000～1万1,000人であることを考えると、実質的に第二の兵力であったと言える<sup>47</sup>。シンガーが言う通り、「イラクの作戦は、民間の軍事支援がなければ維持できなかった」<sup>48</sup> のであった。同時に、米軍とPMSCの境界はますます曖昧になっていった。バグダッド南部のクートとナジャフ、北部のモスルにおいてCPAの役人や施設が武装勢力の襲撃を受けた際、PMSCが対応して武装勢力を撃退するという事件が起こった。敵対勢力や現地住民にとっては、米軍とPMSCの区別はほとんど不可能と言ってよかった。また、それに伴って安全のために必要な費用が高騰し、米議会がイラク再建のために認めた予算18億ドルの25%は治安対策に使われ、そのせいで学校や電気・水道施設、精油などの復興プロジェクトが延期・中止に追い込まれたという<sup>49</sup>。

このようにイラクで活動するPMSCの数が急増したため、米英両国の管理・監視体制はそれに追いつかず、個々の会社の能力や社員の質について調査できないまま政府との大型の契約が次々と結ばれていった<sup>50</sup>。それに伴い、素性がわからず資質にも疑問のある小規模のPMSCが急激に増え、現地国の政府もどのPMSCがどこでどのような活動を自国内でしているのか全く把握できていない状況にあった<sup>51</sup>。

そうした状況の必然的な結果として起こった象徴的な出来事が、2004年4月にマスコミで報じられたイラクのアブグレイブ刑務所における捕虜虐待事件と、2007年9月にイラクのニスール広場で起こった銃乱射・市民殺傷事件であった。この二つの事件にはPMSCが関わっていたことが明らかとなっており、アブグレイブでは捕虜への尋問をPMSCのCACI社とタイタン(Titan)社の社員が行っていた。この事件により、「尋問という軍事上重要な仕事までアウトソースされていた」ことが驚きをもってメディアで報じられた<sup>52</sup>。また、ニスール広場で銃を乱射して一般市民を多数殺傷した部隊は、ブラックウォーター(Blackwater)社の社員であった。Blackwater社は、イラクの一般市民に対する数々の銃撃事件を引き起こしながらもほとんど法的な制裁を受けない米国のPMSCの象徴的存在となった<sup>53</sup>。

他方、PMSC側の損害も急増した。紛争地で軍を補佐するPMSC要員の死傷者に対する補償を扱う米労働省によれば、2001～2002年の期間で報告された死者は10名、負傷者は843名であったのに対し、2003年だけで死者が94名、負傷者が1,164名に増加した。この数の国別の内訳についてのデータはないものの、労働省の高官によればその大多数がイラクでの死傷者だという<sup>54</sup>。2004年3月には、Blackwater社の社員4人がイラクのファルージャで反乱武装勢力の

襲撃を受けて死亡し、それへの報復措置として米軍が前述の「スンニ・トライアングル」における鎮圧作戦を展開するに至った。

イラクとアフガニスタンにおけるこのような占領統治の混乱や数々の深刻な事件の中で、PMSCが注目を集め始めた頃に築かれた「エリート戦闘集団」としてのPMSCのイメージは、大きく変わらざるを得なかった。そしてそのような現実を受けて、PMSC勃興期に典型的であったPMSCの歴史的な革新性に着目した議論に対する批判が現れるようになった。例えばカラファノは、シンガーやアヴァントといった代表的な論者たちの議論はイラクとアフガニスタンのPMSCについてあまり言及しておらず、主としてEO社のような直接的な戦闘活動を担う特殊なPMSCについて議論していると批判した。そして、中世から現在に至るまで、主権国家が暴力装置を排他的に独占したことなど歴史上一度もなく、戦争は常に公的部門と民間部門の混成によって行われてきたと主張した。したがって、PMSCについてしばしば強調される「国家による暴力装置の排他的独占をPMSCが浸食している」という議論は的外れであると論じた<sup>55</sup>。

このように、アフガニスタンとイラクでの戦争以降のPMSCをめぐる議論においては、国家が暴力装置を独占することの方が歴史的には例外に属することであり、PMSCの登場という現象はなんら新しいものではないと論じられたのである。60年代に主にアフリカで暗躍した傭兵との共通点が指摘されるよりは、より長い歴史的スパンにおける、戦争の際に政府を支える民間部門の一種として位置づけられるように議論が変化したと言えるだろう。

もちろん、カラファノが指摘するように、民間部門の戦争への関与そのものが歴史的には目新しいものではなかったとしても、現代の紛争において本国で法的に設立を認められた企業が巨額の契約を結んで世界規模で紛争に関与している実態は、これまでに例がない現象であることに違いはないだろう。しかしながら、イラク占領統治が始まって以降は、PMSCが勃興して間もない90年代に見られたようにくぶん現実離れしたPMSCに対する幻想は消え、現実的にどう規制・管理していくかという議論が発展していくこととなった。多くのPMSCがイラクとアフガニスタンにおいて、SSRを含む安定化の活動の中でその必要性を認められ、その使用を全面的に禁止すべきとするPMSC全廃論者の議論は少数派になった<sup>56</sup>。また、一部のPMSCによる現地住民の殺傷事件や政府への水増し請求などの不正行為が多くメディアで報じられたため<sup>57</sup>、PMSCに対する規制の強化が米英国内とイラク・アフガニスタン国内で進んだ<sup>58</sup>。他方で、米国のPMSC統括団体である「国際平和活動協会（International Peace Operations Association: IPOA、現ISOA）」は、IPOAに所属する大手のPMSCと実態の不明な小規模PMSCの差別化のために規制や登録を積極的に受け入れると述べている<sup>59</sup>。

アフガニスタンとイラクでPMSCの利用が拡大する中で、その可能性と限界の両方が認識されるようになったため、PMSCが必要なアクターであるとしても、その活動が逸脱・暴走

しないよう規制と管理の枠組が必要であるという点に関しては、大方の同意が得られるようになった。そのため、PMSCが必要不可欠な行為主体として承認を得るにつれ、徐々に国際的な規制のための枠組が現実のものになってきた。「モントルー文書」は、スイス政府と赤十字国際委員会（the International Committee of the Red Cross: ICRC）が主導して、PMSCが国際人権法・人道法に従う義務があることを明記した国際的な合意で、2008年9月、英・米・イラク・アフガニスタンを含む17カ国によって批准された<sup>60</sup>。この「モントルー文書」は、基本的には政府に対する「努力目標」<sup>61</sup>であり、合意を守らなかった場合の罰則についての規定がないため、その実効性はまだ証明されているとは言えない。しかし「モントルー文書」は、この時期における国際的規制枠組の最も大きな進展と言ってよい。さらに2010年11月には、同じくスイス政府のイニシアチブで「民間軍事会社のための国際行動規範」（International Code of Conduct for Private Security）が作られるなど、不完全ではあっても国際的に監視の目が行き届く制度枠組を作ろうとする動きが目立ってきた<sup>62</sup>。

PMSCが本拠を置く先進国内や治安の安定した外国における活動とは異なり、紛争が継続中の場で行う活動には迅速性と柔軟性が要求されるため、不正が生じやすい<sup>63</sup>。それにもかかわらず、PMSCの利用を全面禁止にはせずに規制・管理のための制度を設けようとしているということは、PMSCの活動が必要とされていることの現れであると言えるだろう。

このような国際的な規制枠組構築の動きが出てくる背景には、米英政府や国際組織から委託されてPMSCが行う活動が、拡大・多様化・複雑化しているという現実があった。物資の輸送や軍事コンサルティングなど部隊への後方支援だけでなく、紛争後の国家建設にもPMSCが大規模に関与するようになったことが最も大きな特徴である。そしてとりわけ、PMSCが持つ人材や専門知識が最も有効に利用できる安全保障や治安の問題において、委託が拡大しているのである。その代表的な事例がSSRにおけるPMSCの支援活動である。国家建設のプロセスの中でのSSRの重要性はますます認識されるようになっており、紛争後に住民が安心して暮らせる社会を構築できるかどうかの試金石となる活動である<sup>64</sup>。それほど重要性が認識されている活動においてPMSCが関与を拡大しているという事実を鑑みて、PMSCの利用が国家建設の結果にどのような影響をもたらしているのかをより詳細に分析する必要があると言えるだろう。

また、イラクとアフガニスタン以外でも、紛争地または紛争後社会におけるPMSCの利用は定着しつつある。旧ユーゴスラヴィア諸国では、クロアチア国軍の近代化に貢献してユーゴスラヴィア内戦の帰趨を左右させたMPRI社は、その後も引き続きNATOの枠外でクロアチアの軍改革に携わっている<sup>65</sup>。さらに、MPRI社、SAIC社、ヴィネル（Vinnell）社、DynCorp社は、米政府との契約で旧ワルシャワ条約機構諸国、中東、南米、アジアでも軍と警察の訓練を実施している<sup>66</sup>。

#### 4. おわりに——まとめと今後の研究課題

本稿では、かつては公的な行為主体のみが実施すべきと考えられていた活動の多くが、民間部門の行為主体によって担われるようになってきている現実を受けて、行政法学における「新しい公共空間」の議論を援用して、平和構築においても類似の現象が起こっていることを見てきた。また、民間部門が典型的な政府固有機能である軍事の領域においても関与していることの事例として、平和構築活動における PMSC の活動を取り上げた。

多くの PMSC の活動事例を見て言えることは、PMSC が紛争地において行っている活動は極めて多岐に渡っており、全ての活動を一括りにして是非かを論じることに意味はないということであろう。PMSC が注目され始めた当初は「救世主か、それとも傭兵か」という単純化された議論もなされていたが<sup>67</sup>、現在では米英軍独自の活動においても平和構築においても、重要な任務を委ねられている。PMSC による多くの不法・不正行為が報告されていることは事実だが、PMSC の活動を正規軍が代替すればそうした不法・不正行為が減少するというわけでもないであろう。カラファノが述べているように、正規軍の兵士であるというだけで、兵士の倫理的行為が保証されるわけではないからである<sup>68</sup>。こうした民間企業が紛争地で大規模に活動している以上、国際的な監視・登録制度を質量ともに充実させていくしかない。

本稿では、軍事の民営化が広範に進んでいることを実証的に示すことが目的であったため、公共性についての理論的な分析は後景にとどまっている。しかしながら、80年代にレーガン米政権とサッチャー英政権によって進められた新自由主義的な経済政策が公共性認識にもたらした影響は、90年代に活発化した軍事の民営化に至る道筋を用意した重要な出来事であった。この時代において国家と企業の関わりは大きく再編され<sup>69</sup>、「市民的公共性」と「国家的公共性」の関係にも大きな変化をもたらしたと考えられる。こうした現実の政策と公共性認識の変化の因果関係の解明については、今後軍事の民営化について分析を続けていく中で、重要な研究課題の一つとしていきたい。

#### 注

- 1) 小野圭司「民間軍事会社（PMSC）による海賊対処—その可能性と課題—」『国際安全保障』第40巻第3号、2012年12月。
- 2) PMSC の不正行為についての多くの報道・書籍・映画は、カラファノが批判的に紹介している。James Jay Carafano (2008), *Private Sector, Public Wars: Contractors in Combat: Afghanistan, Iraq, and Future Conflicts*, CT: Praeger Security International, 136-159.

- 3) 重森暁「市民的公共性の再生と公務労働」『大阪経大論集』第53巻第2号、2002年2月、10-11頁。
- 4) 佐藤丙午「安全保障と公共性—その変化と進展—」『国際安全保障』第36巻第2号、2008年9月、16-17頁。
- 5) 比山節男「米国における民営化と政府固有機能」原野翹・浜川清・晴山一穂編『民営化と公共性の確保』法律文化社、2003年、165頁。
- 6) 米国内で進んだ規制については、長谷川晋「平和構築における非国家主体と規範—イラク・アフガニスタンの治安部門改革における米国の民間安全保障会社を例に—」『国際協力研究誌』第18巻第3号、2011年を参照。
- 7) 村上弘「公共性について」『立命館法学』316号、2007年6月、347-352頁。
- 8) 室井力「国家の公共性とその法的基準」室井力・原野翹・福家俊朗・浜川清編『現代国家の公共性分析』日本評論社、1990年、3頁。
- 9) 原野翹『行政の公共性と行政法』法律文化社、1997年、196-197頁。
- 10) 吉村良一「基地騒音公害の差止め—米軍機による騒音公害を中心に—」『立命法学』292号、2003年6号、455頁。
- 11) 原野前掲書、199-200頁。
- 12) 岡田章宏「「分権型社会」の地方自治像：サービスの民間化と自治体の経営体化」三橋良士明・榊原秀訓編著『行政民間化の公共性分析』日本評論社、2006年、41頁。
- 13) 小野、前掲稿、67頁。
- 14) 比山前掲稿、165頁。
- 15) 同上、166-168頁。
- 16) 同上。
- 17) P・W・シンガー『戦争請負会社』（山崎淳訳）NHK出版、2004年、146頁。
- 18) 佐藤前掲稿、4-5頁。
- 19) Daniel Guttman (2000), Public Purpose and Private Service: the Twentieth Century Culture of Contracting out and the Evolving Law of Diffused Sovereignty, *52 Administrative Law Review*, 859.
- 20) 下村恭民『開発援助政策』日本経済評論社、2011年、28頁。なお、民営化の手法は、所有権を完全に公的主体から民間主体へ移転させる「所有移転型」と、所有権は公的主体が保持したまま一定期間の運営を民間に委託する「コンセッション型（民間委託型）」に大別されるが、PMSCへの委託を含む平和構築における民営化は、ほとんどが後者の意味での「民営化」である。石井陽一『民営化で誰が得をするのか—国際比較で考える』平凡社新書、2007年、23頁。
- 21) オックスファム・インターナショナル「民間営利事業拡大論の死角：貧困国における民間保健医療の神話を検証する」『オックスファム報告書』125、2009年2月、1頁。
- 22) 林明仁「平和構築における民間企業とNGO—地雷対策を例に—」『国際安全保障』第36巻第2号、2008年9月、98頁。
- 23) 同上、108-109頁。
- 24) Jane Nelson (2002), *Building Partnership: Cooperation between the United Nations system and the*

- private sector*, United Nations.
- 25) 上杉勇司「国連平和活動へのビジネスの参画」功刀達朗・野村彰男編著『社会的責任の時代——企業・市民社会・国連のシナジー』東信堂、2008年、63頁。
  - 26) SSRにおけるPMSCの役割については、以下を参照。長谷川晋「治安部門改革における非国家主体の役割—イラク・アフガニスタンにおける民間安全保障会社を例として—」、広島大学大学院国際協力研究科博士論文、2012年9月。
  - 27) Elke Krahmman (2010), "Transitional states in search of support: Private military companies and security sector reform," in Simon Chesterman and Chia Lehnardt, *From Mercenaries to Market: The rise and regulation of private military companies*, New York: Oxford University Press, 97.
  - 28) The Commission on Wartime Contracting in Iraq and Afghanistan (CWC) (2011), "At what risk?: Correcting Over-Reliance on Contractors in Contingency Operations," *Second Interim Report to Congress: Recommendations for Legislative and Policy Changes*, February 24.
  - 29) Naveed Bandali (2011), "Improving Oversight of Contingency Operations: A conversation with the SIGIR, Stuart W. Bowen, Jr." *Journal of International Peace Operations*, Vol.6, No.6, May-June, 42.
  - 30) United Nations Mission in Liberia (UNMIL), Weekly Press Briefing (2006), 25 January 2006. <http://www.unmil.org/larticle.asp?id=1004&zdoc=1> (2011年6月3日アクセス)
  - 31) Geoffrey Goldberg (2011), "Advancing Contingency Operations in Africa: How contractors can enhance peacekeeping in fragile states," *Journal of International Peace Operations*, Vol.6, No.4, January-February, 27.
  - 32) Krahmman (2010), *op.cit.*, 98-100.
  - 33) 佐藤丙午「編集後記」『国際安全保障』第36巻第2号、2008年9月、183頁。
  - 34) Peter W. Singer (2003), "Peacekeepers, Inc." *Policy Review*, June.
  - 35) Andrew Wilder (2007), *Cops or Robbers?: The Struggle to Reform the Afghan National Police*, Kabul: Afghanistan Research and Evaluation Unit, July, x.
  - 36) 上杉勇司「地方復興支援チーム（PRT）の実像—アフガニスタンで登場した平和構築の新しい試みの検証—」『国際安全保障』第34巻第1号、2006年6月。
  - 37) 中泉満「人道支援組織の視点から見た民軍関係の課題」上杉勇司・青井千由紀編『国家建設における民軍関係—破綻国家再建の理論と実践をつなぐ』国際書院、2008年、147-148頁。
  - 38) 吉崎知典「現代の紛争と平和構築—アフガニスタンにおける安定化作戦をめぐる—」『海外事情』第57巻第5号、2009年5月、84頁。
  - 39) 治安が悪いせいで安全保障の論理を優先しなくてはならないアフガニスタンでは、開発重視の視点を導入する余地がなく、そもそもそうしたギャップ自体が存在していないとする議論もある。今井千尋「アフガニスタン」上杉勇司・藤重博美・吉崎知典編『平和構築における治安部門改革』国際書院、2012年、第10章。
  - 40) シンガー前掲書、49-50頁。

- 41) 同上。
- 42) イラク開戦前後の時期の国連における攻防や一連の事実関係については、以下が詳しい。川端清隆『イラク危機はなぜ防げなかったのか—国連外交の六百日』岩波書店、2007年。
- 43) David Isenberg (2010), "A government in search of cover: Private military companies in Iraq," in Chesterman and Lehnardt, *op.cit.*, 83.
- 44) Christopher Kinsey (2009), *Private Contractors and the Reconstruction of Iraq: Transforming military logistics*, London and New York: Routledge, 34-39.
- 45) Chiyuki Aoi (2011), *Legitimacy and the Use of Armed Force: Stability missions in the post-Cold War era*, London and New York: Routledge, pp.107-108; David H. Ucko (2009), *The New Counterinsurgency Era: Transforming the U.S. Military for Modern Wars*, Washington, D.C.: Georgetown University Press, 112.
- 46) 小野圭司「紛争後復興における民間軍事会社の活用—市場の特徴と課題の考察」『防衛研究所紀要』第11巻第3号、2009年3月、21頁。
- 47) シンガー前掲書、8頁。
- 48) 同上、10頁。
- 49) David Barstow, James Glanz, Richard A. Opiel Jr. and Kate Zernike (2004), "Security Companies: Shadow Soldiers in Iraq," *New York Times*, April 19.
- 50) *Ibid.*
- 51) Michael Walzer (2008), "Mercenary Impulse: Is there an ethics that justifies Blackwater?" *The New Republic*, March 12. <<http://www.tnr.com/article/mercenary-impulse>> (2012年3月25日アクセス)
- 52) 中村美千代「犠牲続出、現代の「傭兵」民間軍事会社とは何か」『論座』2004年8月号、140-145頁。
- 53) スティーヴ・ファイナル『戦場の掟』(伏見威蕃訳) 講談社、2009年(原典: Steve Fainaru (2008), *Big Boy Rules: America's Mercenaries Fighting in Iraq*, Da Capo Press.), 10章。
- 54) Barstow, Glanz, Opiel Jr. and Zernike (2004), *op.cit.*
- 55) Carafano (2008), *op.cit.*, 169.
- 56) もっとも、パーシーはPMSC完全廃止論者の代表格である国連人権委員会(現在の国連人権理事会)と総会の一部の懸念が完全に消えることは今後もないだろうと述べている。Sarah Percy (2010), "Morality and regulation," in Chesterman and Lehnardt, *op.cit.*, 26.
- 57) Carafano (2008), *op.cit.*, 136-159.
- 58) アフガニスタンでは現地での権力闘争とも絡んで、不正行為を行うPMSCに対する取り締まりが進んだ。Fariba Nawa (2007), "The Gunmen of Kabul," *CorpWatch*, December 21. <<http://corpwatch.org/article.php?id=14863>> (2012年3月6日アクセス) 2010年8月17日には、アフガニスタンのカルザイ大統領は国内で活動するPMSCに対し、4か月以内に解散するよう求める大統領令を出すに至った。『朝日新聞』2010年8月19日。またイラクでも、米軍によるずさんな武器管理のせいで、現地の武装勢力やPMSCが自由に武器を入手している実態も明らかとなり、米政府内で懸念が強まった。Eric

- Schmitt and Ginger Thompson (2007), "Broken Supply Channel Sent Arms for Iraq Astray," *The New York Times*, November 11. また、米国内で進んだ規制については、以下を参照。長谷川晋「平和構築における非国家主体と規範—イラク・アフガニスタンの治安部門改革における米国の民間安全保障会社を例に—」『国際協力研究誌』第18巻第3号、2011年。
- 59) Nawa (2007), *op.cit.*
- 60) International Committee of the Red Cross (ICRC) (2009), *The Montreux Document: On pertinent international legal obligations and good practices for States related to operations of private military and security companies during armed conflict*, August 2009, UN Document A/63/467-S/2008/636. <[http://www.icrc.org/eng/assets/files/other/icrc\\_002\\_0996.pdf](http://www.icrc.org/eng/assets/files/other/icrc_002_0996.pdf)>
- 61) 小野圭司「民間軍事会社の実態と法的地位—実効性のある規制・監視強化に向けて」、41頁。
- 62) Anne-Marie Buzatu (2011), "The ICoC: An Industry-Led, Multi-Stakeholder Initiative," *Journal of International Peace Operations*, Vol.6, No.4, January-February, 8-10.
- 63) Elke Krahnemann (2010), *States, Citizens and the Privatization of Security*, UK: Cambridge University Press, 232.
- 64) 上杉・藤重・吉崎編、前掲書。
- 65) Deborah Avant (2005), *The Market for Force: The Consequences of Privatizing Security*, New York: Cambridge University Press, 109.
- 66) *Ibid.*, 121.
- 67) Doug Brooks (2000), "Messiahs or Mercenaries?: The Future of International Private Military Services," *International Peacekeeping*, Vol.7, No.4, Winter.
- 68) Carafano (2008), *op.cit.*, 170.
- 69) 恒川恵一『企業と国家』東京大学出版会、1996年、14-15頁。

(はせがわ・すすむ 英語国際学部講師)